

高松市太田上町915番地1
株式会社きさらぎ
代表取締役 市原 英幹 様

高松市林町2217番地15 香川産業頭脳化センタービル2108号
株式会社住まいるFit
代表取締役 福島 徹 様

高松市長 大西 秀



開発行為

許 可
不 許 可

 通知書

令和8年2月25日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する

 ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。
許可しない

1 許可の条件（不許可の理由）

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・L型擁壁①～⑤、⑦、⑨、⑩、⑪、重力式擁壁①～④、⑧～⑩の載荷重は5.0kN/m²以下とすること。
- ・L型擁壁⑥、⑧、重力式擁壁⑤の載荷重は10.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積

高松市仏生山町 字中筋

甲1119番2、甲1120番6、甲1121番4、甲1122番3の一部、同番6、

甲1123番1、甲1124番3、同番6の一部、同番9

高松市仏生山町 字高木

甲1583番、甲1584番2、同番3、甲1585番2、甲1588番1、同番2、同番3、

甲1589番1、同番2、甲1590番1、同番2、同番3、甲1591番1、同番2、

甲1592番1、甲1595番、甲1596番2、同番3、甲1600番1、甲1601番1、

同番3、甲1602番2、甲1604番1、同番2、同番3、甲1605番2の一部、

同番3の一部、甲1606番3、甲1607番3、甲1608番1

及び地先農道・水路、市道

9,662.74 平方メートル

3 予定建築物等の用途

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注

- 1 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。
- 2 当該工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなすことから、別紙の注意事項に留意して工事を実施してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守してください。また、工事期間中は安全管理を十分行い、適切に工事をしてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。